

覚書（案）

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）神奈川県立〇〇〇（以下「発注者」という。）と 〇〇〇（以下「受注者」という。）は、発注者受注者間で令和 年 月 日付けで締結した電力需給契約書（以下「原契約」という。）第26条に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（費用の負担）

第1条 原契約第25条において、発注者の希望する契約電力の変更により、受注者が東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）から電気需給約款（平成28年4月1日実施）Ⅵの42に基づき料金、工事費の精算を申し受けた場合、あるいは同約款Ⅶの45、46、47に基づき東京電力から費用負担を申し受けた場合、発注者がその費用を負担する。

（最大需要電力）

第2条 最大需要電力は、需要電力の最大値であって、東京電力が発注者の需要場所内に設置する電力取引メータ（以下「東電電力計」という。）により計量される値をいう。

（契約超過金）（本条は落札者の設定メニューによるものとする）

第3条 発注者は、契約電力を超えて電気を使用した場合には、受注者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過電力に基本料金単価を乗じて得た金額をその1月の力率により割引又は割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として支払うものとする。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とする。

2 受注者は、前項の規定により契約超過金を請求する場合は、契約電力を超過して使用した1月の電気料金と合わせて請求するものとし、発注者は原契約第11条第2項に定める支払期限までに受注者に支払うものとする。

（燃料費調整額）

第4条 燃料費調整額とは、東京電力の電気需給約款（高圧）（最新版）（以下「電気需給約款」という。）により算出した燃料費調整単価に使用電力量を乗じたものとする。

2 受注者は、発注者に1ヶ月ごとの燃料費調整単価を、供給する1ヶ月前までに報告しなければならない。

（太陽光発電促進付加金）

第5条 太陽光発電促進付加金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(賦課金)

第6条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(力率)

第7条 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）とする。

(計量日時)

第8条 原契約第8条の計量日は、毎月月末の24時とする。また、その計量値は、東電電力計により計量されるものとし、受注者は計量値を東京電力から受領後、すみやかに発注者に通知するものとする。

(電気料金の算定期間)

第9条 電気料金は、次の場合を除き、その算定期間は毎月1日0時から毎月末の24時までとする。

- (1) 電気の供給を休止し、もしくは停止し、または原契約が消滅した場合
- (2) 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

2 上記各項に該当する場合は、日もしくは時間割を基準に発注者受注者協議の上定めるものとする。

(計量端末の設置)

第10条 受注者が発注者への電力供給に当たって必要となる計量端末については、次の条件のとおり設置するものとする。

- (1) 設置費用については、受注者の負担とする。
- (2) 設置場所については、発注者が受注者に無償で提供するものとする。
- (3) 計量端末に係る電気料金については、受注者の負担とする。
- (4) 前号の電気料金は、以下の算式により算定する。

電気料金（円）

$$= \text{装置の消費電力（kW）} \times 24\text{時間} \times \{ \text{夏季料金（円）} \times \text{夏季日数} + \text{その他季料金（円）} \times \text{その他季日数} \} \times 1.1 \text{（消費税率）}$$

- (5) 受注者は、計量端末の電気料金を発注者の発行する納入通知書により年間一括して発注者へ支払う。
- (6) 受注者は、契約期間終了後、速やかに計量端末を撤去し、その費用については、受注者の負担とする。

(細目事項)

第11条 契約履行上必要な細目については、当該施設の電力使用規模に応じて適用される当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める「電気需給約款」を準用するものとする。

附 則

本覚書の適用開始日は、令和4年4月1日とする。

以上の覚書を証するため、この覚書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 横浜市〇〇〇-〇〇
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立〇〇〇
〇〇長 〇〇 〇〇

受注者

- ※ 電気需給約款については、契約時において実施されているものに基づくものとする。
- ※ 電力需給契約書及び覚書の各条項については、一般電気事業者が契約相手方の場合は削除される場合があるなど、契約当事者との協議により決定する。